

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和6年4月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始します。(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)

具体的な電子化による取扱いについては保証機関(西日本建設業保証株式会社)に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、損害保険会社が引受先となる「公共工事履行保証証券」や「履行保証保険証券」は電子化未対応のため、従来どおり紙の証書や証券の提出が必要です。

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書※ (引受先：保証事業会社) 電子化対象

※原則、電子による取扱いとしてください。

契約の保証

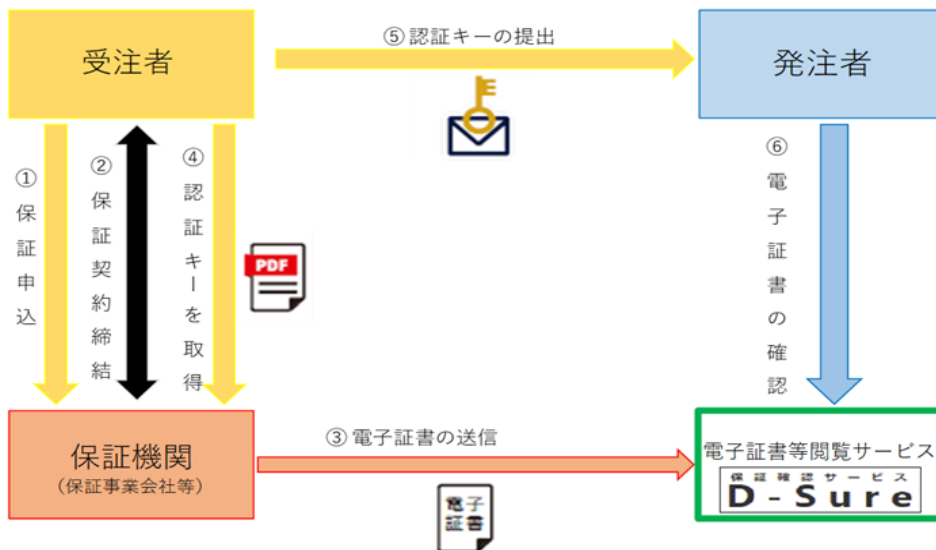
→ ②契約保証証書 (引受先：保証事業会社) 電子化対象

③公共工事履行保証証券

履行保証保険証券 (引受先：損害保険会社)

令和6年4月1日時点では電子化対応は未定です

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。